

能登半島地震を教訓とした本市の防災対策の見直しについての申し入れ

北九州市長 武内和久様

2024年2月5日

日本共産党北九州市会議員団

団 長 荒 川 徹
副 団 長 藤 沢 加 代
幹 事 長 山 内 涼 成
政 調 会 長 大 石 正 信
議 員 高 橋 都
議 員 出 口 成 信
議 員 伊 藤 淳 一
議 員 永 井 佑

今年1月1日に発生した能登半島地震によって亡くなられた方々に、謹んで哀悼の意を表します。被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

貴職におかれましては、職員派遣や募金の呼びかけなど、被災者支援のために全力をあげていることに心より敬意を表します。同時に、最大震度7を記録した能登半島地震を通じ明らかになりつつある課題を本市の防災対策に生かしていくことが求められています。

そこで、わが党は能登半島地震の課題を本市として明らかにし、今後の取り組みに生かしていくべきと考え、緊急に以下のように提案します。

なお、この申し入れに対して、2月20日までに文書で回答していただくようお願いいたします。

(1) 被害の想定、及び各種備蓄、避難所等について

1) 地震による被害の想定の見直しについて

石川県は、「地域防災計画」を昨年修正しましたが、今回の能登半島地震は、地震の規模、人的被害、建物の倒壊数、火災の発生件数などいずれも事前の予測を大きく上回りました。

本市の活断層は、福岡県の調査で小倉東断層と福知山断層（頓田断層含）は震度6弱（一部6強・マグニチュード6.9）を想定していますが、能登半島地震では、全国どこでもマグニチュード7規模の地震が起きる可能性を示しており、本市においても地震による被害の想定を見直すこと。また、断層の調査を行うこと。

2) 津波被害に対する想定の見直しについて

能登半島地震により発生した津波について、本市の沿岸部にも注意報が出されました。南海トラフ地震だけでなく、日本海方面からの津波についても、予め被害を想定した対策が必要であり、見直しを行うこと。

3) 避難者の想定の見直しについて

石川県では被災した7市町で、発生から一か月後でも総人口約15万人の1割に近い約1万4千人が避難しています。人口が92万人の本市の避難者を21,380人としている避難者数を適切に見直すこと。

4) 水や食料、生活必需物資等の公的備蓄の見直しについて

水や食料など本市の災害備蓄は、想定避難者を約2万2千人とし、その3日分を備蓄しているとしています。しかし、能登半島地震では3日をはるかにこえており、必要な物資が届いていません。本市の場合、想定人数が少なすぎる上に、想定日数も過

小です。合わせて、生活必需物資についても不足することがないように、本市の公的な備蓄の数量について、抜本的に見直すこと。

5) トイレ対策の見直しについて

能登半島地震ではトイレを流す水が不足し、道路の寸断で仮設トイレの設置が大幅に遅れたために、「ゴミ袋の中に用を足し、一カ所に捨てている」（輪島市長）などの深刻な状況が続きました。必要な水分や食事の摂取を我慢したために、体調を崩す例も続出し、感染症が拡大しました。本市が備蓄している携帯トイレ、簡易トイレ（箱型トイレ）、「貯留型」を含めたマンホールトイレの早急な整備、携帯・簡易トイレ及び大人用オムツ等の備蓄を抜本的に見直すこと。

6) 入浴支援について

能登半島地震では、上下水道管が寸断し、入浴できないことが大きな問題になっています。本市では、民間の公衆浴場と協定を結んでいるだけで、移動入浴車の確保もされていません。入浴施設や移動入浴車の確保、洗濯設備など対策を見直すこと。

7) 避難所等について

被害の想定見直しを踏まえて、避難者が安全で、衛生的に過ごせるよう、必要な機能と条件を備え、ジェンダーの視点に立った一次避難所、二次避難所、福祉避難所を確保すること。災害発生時の避難所の円滑な運営のために、地域住民との協同で必要な訓練を実施すること。日頃から一時避難場所を地域住民に周知徹底すること。

(2) 住宅の耐震化対策、及び住宅再建支援について

本市では、市内の41万8千戸の住宅のうち、約9割は1981年の耐震基準を満たしているとしています。しかし、能登半島地震で被災した珠洲市において、金沢大学が家屋の被害を調査した100棟のうち全壊状態となった40棟の木造家屋の半数が1981年の「耐震基準」導入後に新改築されたものとしています。能登半島地震での被災状況を踏まえて、改めて耐震強度の調査と、耐震改修補助事業の拡充をはかること。

また、被災者生活再建支援法にもとづく支援金は、最大でも300万円と少ない上に「全壊」もしくは「大規模半壊」に限られ、「半壊」「一部損壊」は対象外とされています。

災害救助法にもとづく「応急修理」については「半壊」「一部損壊（準半壊）」についても一定の支援を受けられますが、支援額の上限が少ない上に、「準半壊」扱いされない「一部損壊」には支援がありません。福岡県の「被災者生活再建支援金」は、全壊世帯には最大200万円が支給されますが、金額が不十分な上に、損害割合が30%未満の一部損壊はやはり対象外になっています。そこで、国や県に対して住宅再建支援をさらに充実するよう求めること。合わせて、本市の見舞金の抜本的な改善を行うこと。

(3) 上下水道のライフラインの耐震化について

能登半島地震では、発生から1か月時点でも約4万戸が断水しており、下水道管渠の被害も深刻です。改めて、上水道、下水道が市民生活にとって重要なものであることが浮き彫りになりました。

本市においては、上下水道局において耐震化工事が計画的に進められていますが、能登半島地震を教訓に、耐震化計画を前倒しする方向で見直すこと。

(4) 対策本部の機能について

能登半島地震の被災者支援を行った本市職員は、現地での活動を通じて、支援部隊の受け入れとその活動にあたっては、適切で効率的な人員配置と役割分担のために、正確な情報の把握、伝達が極めて重要であるとの感想を述べています。

災害発生に際し設置される対策本部においては、その点を十分に踏まえた体制をとること。合わせて、災害発生地域の住民、及び市民に対して、わかりやすく、正確な情報を提供すること。

以上、申し入れます。